



| | |
|------------------|---|
| Title | 北大法学部におけるカリキュラム改革とその効果について (二・完) |
| Author(s) | 伊藤, 大一; ITO, Daiichi |
| Citation | 北大法学論集, 25(2), 101-122 |
| Issue Date | 1974-10-22 |
| Doc URL | https://hdl.handle.net/2115/16173 |
| Type | departmental bulletin paper |
| File Information | 25(2)_p101-122.pdf |



北大法学部におけるカリキュラム改革と、

その効果について (二・完)

一—三二四卷三号所収

伊藤 大一

四

以上がカリキュラム改革の意図ですが、では、これらの意図は、現実のカリキュラム改革を通じて、どこまで実現されているか。この点を実証的に検討してみるのは、改革

当時私どもが心に抱いていた教育理念との関連で、この改革の効果を測定することになるわけです。もともと、実証的にとっても——もともと、社会現象の説明にあたって、因果帰属という学問的用具の使用に限界があるうえに——⁽¹⁾改革の前後を通じて教育現象のうえに生じた有意義な変化を把握するのに十分なデ

ータが揃っているわけではありません。この変化を十分に把握するためには、なによりもまず、学生の一人一人について、教育現象に関係のある行動記録を調べ上げ、分析可能なデータの形で保有しておく必要がありますが、そのようなデータの持ち合わせは、残念ながら、ないのであります。私どもの保有しているデータといえは、たかだか、(1)改革およびその結果としてつくり出された現行のカリキュラムに対する学生の意識調査と、(2)改革の前後を通じて科目の履修状況のうえに生じた変化に関する統計、の二つにすぎません。そこで、以下、これら二つの——断片的で、まことに不満足な——データを適当に噛み合わせることにより、厳密に実証的とはいえぬまでも、なんとかそれに近い検討を加えていくことにしようと思えます。

第一に、勉学において、学生の自主性を高めるという意図について。これについては、まず、受講における自主性が高められたかどうかという問題があります。ところが、この問題に正面から答えてくれるようなデータは私どもの手許にはありません。わずかに、(1)演習および成績評価に関する意識調査のうちに、この問題と多少かわりを有するような項目が含まれていることと、(2)演習の履修状況および成績評価の推移を表わす統計のうちに、状

況証拠的なものが含まれている事実を挙げうるのみであります。

それによると、(1)、まず、「展開すべき演習およびその内容をどのようにして決めるかについて、いろいろな考え方があります。あなたの考え方は、下記の中のどれに近いですか」(四八年一月に実施したアンケート調査における質問項目Ⅲ—5)という質問に対して、(a)「展開すべき演習およびその内容は、もっぱら学生の意向にしたがって決めるべきだ」と答えた者一八・七%、(b)「学生の意向は尊重すべきだとしても、学生は未だ十分な学問的判断力を身に着けていないのだから、少なくとも低学年の学生を対象とする演習については、学部(教官)が責任をもって、その科目および内容を決定すべきである」と答えた者六三・九%、(c)「高学年を対象とする演習についても、少なくとも第一義的には、学部(教官)が責任をもって、その科目および内容を決定すべきである」と答えた者一五・一% (他に、N・A.が二・三%) という結果が示されています。もつとも、この数字は二年目後期の学生から四年目学生(および留年学生)までをコミにした数字でありまして、回答の内訳を学年別に集計し直してみますと、また別の結果が現われて参ります。たとえば、二年目後期の学生についてみると、(a)、(b)、(c)の割合は、それぞれ、一八・八%、六五・六%、

一二・五%となつていますが、四年目学生の場合には、それぞれ九・三%、六八・五%、二〇・四%の割合になつてゐるといった具合であります。⁽⁴⁾この事實は、学生の受講に対する考え方が、学年進行にともなつて、「観念的」なものからより「現実主義的」なものに変わつていく傾向を示すものというように解釈することもできましょう。しかし、こうして「現実主義的」に考えるようになった学生についてみても、なお大多数の者が、「展開すべき演習およびその内容」の決定にさいし、なんらかの形において、学生の意向が反映されるようになってゐることが望ましいと考へてゐることは、明らかな事實なのであります。

また、同じく、「現在成績評価は各学期末に実施される試験(または、各学期末に提出されるレポート)に基いて行われることになつていますが、このやり方を改め、平常点方式、すなわち学生が常時(毎週あるいは隔週ぐらゐに)レポートを提出し、それに基づいて行われるようにすべきだ、という意見があります。これについて、あなたはどうか考へますか(同質問項目V-3)」という質問についてみると、(a)「現状のままでもよい」と答へた者四八・二%に対し、四一・〇%の者が(b)「レポートは平常点方式にすべきだ」と答へてゐます。一般に、レポートは平常点方式が受講における学生

の負担増を意味するものと理解されてゐる点を思いあわせるならば、この結果は受講における自主性の高まりを示す兆候というように解釈することもできましよう。⁽⁵⁾なお、これに関連して、合格の基準につき、学生側の意見を求めたところ(同質問項目V-2)、二〇・五%の者が(b)「もっと厳しくすべきだ」と答へ、(c)「もっと緩くすべきだ」と答へた者一七・五%(他に、(a)「現状のままでもよい」と答へた者三六・一%)をわずかながら上廻つてゐたという結果が報告されていますが、この事實は注目に値します。なぜなら、既に触れましたように、カリキュラム改革、とくに卒業に必要な総単位数の減少と必修制の「廃止」にさいし、私ども教官は——いわばそれとひき換えに——成績評価を厳しくするといふ申し合わせを行い、實際また、すぐ後に述べるように、改革以後、すくなくとも全体としてみるかぎり、成績評価はかなり厳しくなつてきたというのが実情であるからです。にもかかわらず、二〇%もの学生が「もっと厳しくすべきだ」と答へたという事實は、おそらく——学生のうちに、現在の法学部教育についてこれる者としてこれない者との分化が生じつつあることを示すものであるとともに——これらについてこれる者を中心として、すくなくとも一部の学生のあいだに、安易な受講を改め、厳しい態度で講義

に臨もうとする風潮が芽生えつつあるということを示すものでもありません。

他方、(2)、演習の履修状況に関する統計を調べてみると、改革を境にして、複数の演習を履修する学生が著しくふえてきていることに気がきます。たとえば、昭和四年度の卒業生についてみると、演習一つを履修した者一三七名に対し、二つを履修した者の数は一九名にとどまっていた（この当時は、演習は二つまでしか単位として認定されませんでした）。それが、昭和四六年度の卒業生になると、演習一つを履修した者一四〇名に対し、二つ以上を履修した者の数はじつに七七名の多きに達しているのです。当時は、大学紛争の影響で、留年者が多く、これらの者が二つ以上の演習を履修する傾向にあったという特殊事情はあるにしても、四年目学生の三分の一以上が二つないし三つの演習を履修していたという事実は、やはり、印象的であります。⑦
 ⑦
 ⑧
 ⑨
 ⑩
 ⑪
 ⑫
 ⑬
 ⑭
 ⑮
 ⑯
 ⑰
 ⑱
 ⑲
 ⑳
 ㉑
 ㉒
 ㉓
 ㉔
 ㉕
 ㉖
 ㉗
 ㉘
 ㉙
 ㉚
 ㉛
 ㉜
 ㉝
 ㉞
 ㉟
 ㊱
 ㊲
 ㊳
 ㊴
 ㊵
 ㊶
 ㊷
 ㊸
 ㊹
 ㊺
 ㊻
 ㊼
 ㊽
 ㊾
 ㊿

ることを思いあわせるとき——すくなくともこの三分の一以上の学生に関するかぎり、受講における自主性が高まってきたことの証拠というように解釈して差し支えないでしょう。もつとも、このように二つ以上の演習を履修する目的が、法学的素養を深めるところにあるというより、むしろ必修的な科目を履修しないですむようにするためのたんなる「単位稼ぎ」——この概念自体はなはだプロブレマティックであることは、前に述べたところですが、——にあるということにでもなると、話はまた別になります。けれども、それぞれの学生が実際に履修した二つ以上の演習の内訳を仔細に検討してみると、そうした「単位稼ぎ」は——皆無ではないにしても——決して一般的ではないことがわかります。たとえば、昭和四六年度の卒業生について、標本抽出法による調査を試みたところ、「単位稼ぎ」として解釈されうるようなケースは、まず八分の一、多く見積っても二〇%を越えるものではないことが判明したのであります。⑧

また、同じく、成績評価の推移を表わす統計を調べてみると、改革を境にして、評価の基準がかなり厳しくなっているらしいということに気がきます。たとえば、それぞれの科目によって事情は若干異なりますけれども、科目全体を通して眺めてみますと、昭

和四四年度中に実施された試験において、優、良、可、不可(不合格)と評価された者の割合は、それぞれ、受験者全体の三八・二%、四五・八%、一〇・八%、五・二%を占めていました。それが、昭和四六年度中に実施された試験になると、それぞれ、二四・一%、四四・八%、一四・九%、一六・二%を占めるに至っています。つまり、不合格と評価された者の割合は、この間に、三倍以上にはね上っているのです。けれども、この変化は——たしかに顕著ではありませんけれども——私共が予想していたほど顕著なものではありません。というのは、右に触れましたように、私どもは、改革にさいし、成績評価の基準を厳しくすることを申し合わせていたのでありまして、もし他の条件が等しければ、今後の成績評価はもっと厳しくなる——つまり、不合格者の割合がもっとふえる——ものと予想されていたからであります。実際には、右のように、不合格者の割合は受験者全体の六分の一以下にとどまっています。これは、一つには、他の条件が変わった——つまり、平均して、学生が以前よりも「よく勉強する」ようになった——ことに因るものであらうと推測されるのであります。⁽¹¹⁾

なお、この評価基準の問題に関連して一言申し添えますと、私どもがそのような申し合わせを行った趣旨は、はじめに触れまし

たように、学生に対するそれまでのパターンナリステイックな配慮を清算するということにあったわけでありませんが、そのさい、同時にまた、そのような措置を講ずることにより、学生として、必要に迫られて、それまでより「よく勉強する」ようになるだらうという期待がこめられていたことも事実なのであります。この期待は、いま申しましたように、ある程度実現されました。しかし、それだけで受講における自主性を高めるのに十分であると考えerことは、安易にすぎるでしょう。そのためには、教官としても、授講にさいしてよりきめの細かい配慮を加えることが必要であります。そこで、私どもは、評価基準の厳格化と並んで、同時に、そうした点で糸後創意工夫をこらしていくことを申し合わせたものでした。ただ、この面は、いままでのところ、なお秘伝、つまり教官の純粋に個人的な努力に委ねられており、その各々について、情報を交換し合うとか、公開の場で論議を交えるとかいったところまではいっておりません。したがって、きめの細かい配慮の内容について、まとまった形でご紹介申し上げるといふことは、残念ながら、できかねるのであります。⁽¹²⁾

次に——同じく勉学における学生の自主性を測る尺度として——科目の選択における自主性が高められたかどうかという問題

料
 があります。そしてこれに対しては、科目の履修状況——改革の
 前後を通ずるその変化——に関する統計が、一応、正面から答え
 てくれるデータということになりました。ただ、前にも申しま
 したように、この統計面に表われた変化を自主性という問題に結
 びつけ、具体的にその意味を解説するにあたっては、対立する二

つの立場があります。法学部で展開される科目のうちには、法学
 教育の中核を形づくっているような科目——いわば必修的な科目
 ——が若干数含まれているということを前提にしたうえで、科目
 の選択における自主性とは、具体的には、それら必修的な科目を
 すすんで履修しようとするかどうかのうちにあります。

〈第四表〉 科目履修率の変化

| 卒業年度 科目 | ①42—44年度 (改革以前)の 平均履修率 | ②45—46年度 (改革以後)の 平均履修率 | 較 差 ②—① |
|------------|------------------------------|------------------------------|------------|
| | (%) | (%) | (%) |
| 憲 法 | 100.0 | 100.0 | ± 0 |
| 行 政 法 | 99.1 | 90.6 | - 8.5 |
| 国 際 法 | 76.7 | 37.6 | -39.1 |
| 民 法 | 87.9 | 77.6 | -10.3 |
| 商 法 | 42.2 | 17.6 | -24.6 |
| 刑 法 | 100.0 | 96.5 | - 3.5 |
| 刑 事 法 | 91.4 | 88.2 | - 3.4 |
| 刑 事 法 | 87.9 | 77.6 | -10.3 |
| 刑 事 法 | 87.9 | 50.6 | -37.3 |
| 刑 事 法 | 20.7 | 21.2 | + 0.5 |
| 刑 事 法 | 94.8 | 84.7 | -10.1 |
| 刑 事 法 | 91.4 | 69.4 | -22.0 |
| 刑 事 法 | 31.0 | 7.1 | -23.9 |
| 刑 事 法 | 7.8 | 3.5 | - 4.3 |
| 刑 事 法 | 83.6 | 54.1 | -29.5 |
| 刑 事 法 | 13.8 | 5.9 | - 7.9 |
| 刑 事 法 | 78.4 | 75.3 | - 3.1 |
| 刑 事 法 | 44.0 | 22.4 | -21.6 |
| 刑 事 法 | 94.8 | 98.8 | + 4.0 |
| 刑 事 法 | 90.5 | 89.4 | - 1.1 |
| 刑 事 法 | 85.3 | 54.1 | -31.2 |
| 刑 事 法 | 20.7 | 2.4 | -18.3 |
| 刑 事 法 | 42.2 | 7.1 | -35.1 |
| 刑 事 法 | 15.5 | 0 | -15.5 |
| 刑 事 法 | 0.9 | 0 | - 0.9 |
| 刑 事 法 | 6.0 | 24.7 | +18.7 |
| 刑 事 法 | 1.7 | 2.4 | + 0.7 |
| 刑 事 法 | 1.7 | 4.7 | + 3.0 |
| 刑 事 法 | 89.7 | 75.3 | -14.4 |
| 刑 事 法 | 55.2 | 40.0 | -15.2 |
| 刑 事 法 | 44.0 | 24.7 | -19.3 |
| 刑 事 法 | 90.5 | 74.1 | -35.7 |
| 刑 事 法 | 17.2 | 5.9 | -11.3 |
| 刑 事 法 | 44.0 | 50.6 | + 6.6 |
| 刑 事 法 | 12.9 | 12.9 | ± 0 |
| (全科目平均) | — | — | -11.6 |

備考：標本抽出調査に依る。標本数=201

ストイックな立場と、逆に、そうした前提を覆えし、そもそも必修的な科目などというものはない——たとえ、あるにしても、私どもがその内訳を一義的に確定することは困難である——という認識をふまえたうえで、科目の選択における自主性とは、無限定な、言葉の素直な意味での自主性を指す——具体的には、たとえば、伝統的に必修科目とされていかなかったような科目をもすんで履修することのうちにある——とする「革新的」で、エビキュリアンな立場とが、それであります。¹³⁾ そのいずれをとるかによつて、同じ統計的な事実がまったく別様に評価され、意味づけられるようになるということは、あらためて指摘するまでもありません。そこで、以下においては、便宜上、「伝統的」な立場に拠りながら、統計的な事実をみていくことに致します。

まず、法学部で常設的に開講されている科目の履修状況に、統計上、どのような変化がみられたかという点ですが、標本抽出法を用いて調査した結果によりますと(八第四表(参照)、第一に——前にも申しましたように——¹⁴⁾ 卒業に必要な総単位数が一七・四%減少しているにもかかわらず、科目履修の減少率は、全体として、一一・六%にとどまっているということがわかります。つまり、学生は平均して約六%、単位数にして約五単位分だけ必

要最少限度を上廻つて科目を履修していることになるわけであります。もつとも、この場合、標本として抽出された学生は必ずしも平均的な学生であるとは申せません。この標本は一定の職業分野——すなわち、商事、銀行、保険、証券、各種メーカー、ジャーナリズム、公社および公団、国家および地方行政機関、教職(大学院を含む)、法曹——に職を得た学生のなかから、それぞれ五名以内を抽出してつくり出されたものであり、全体として「成績の良い」学生が多く含まれていると思われるからであります。

ただ、それにしても、この一一・六%という数字は科目全体をならした場合の減少率であり、個々の科目についてみると、その減少率には若干のバラツキがあることが認められます。そこで、——第二に——法学部で展開されている科目のうちには、平均減少率を上廻る減少率を示している科目(いわば、履修減の科目)と、それを下廻る減少率を示している科目、つまり履修率が相対的に増大している科目(履修増の科目)との区別があるということがわかつて参ります。¹⁵⁾ 履修減の科目としては、たとえば、行政法第二部、国際法第二部、民法第四部、商法第二部、商法第三部、民事訴訟第一部、経済法、刑事訴訟法、比較法第一部、政治学、行政学、政治史第一部などがあります。¹⁶⁾ このうちでも、とくに印

象的なのは、民事訴訟法第一部(二九・五%)、刑事訴訟法(三一・二%)といった手続法関係の科目の減少率が著しいということ。法現象を生きたものとして、リアリティに理解するためには手続法に関する知識が不可欠であるという点を思いあわせるならば、ここにはいささか考えさせられるものが含まれています。そして、その原因が、手続法関係の科目は技術性が強く、その講義内容が——学生の眼から見て——ダルであるという点にあったとすれば、それは科目の選択におけるイージーな態度の現われというように解釈することもできましよう。同じことは、政治学についてもいえます。つまり、それは法現象をより深く理解するうえでも有用な科目であると考えられておりますが、その履修率低下(一四・四%)の原因が、また別の意味で、技術性が強く、その講義内容が——同じく学生の眼からみて——ダルであるという点にあったとすれば、それは同じく科目の選択におけるイージーな態度の現われというように解釈することもできるのであります。

これに対し、他方、履修増の科目としては、憲法、行政法第一部、民法第一部、民法第二部、労働法、刑法第一部、刑法第二部、法史学第一部、政治思想史第一部、政治思想史第二部などが挙げ

られます。⁽¹⁷⁾一見して明らかのように、ここには、伝統的に必修的な科目とみさなれてきた諸科目が、ほとんど、含まれています。そこで、これと並んで、国際法第一部、民法第三部、商法第一部

——それに政治史第二部——の減少率が平均減少率とほぼ等しかった事実を思いあわせるならば、こと実体法に関するかぎり、必修制が「廃止」された後も、必修的な科目の履修率は減少していかない——相対的にはむしろ増大している——という結論が描き出されることになるかと思えます。これは、学生の側に、私どもの期待していたスティックな態度、つまり「伝統的」な意味での自性が具わっていたことを示す有力な証拠とみることもできましよう。もともと、これらの科目は、見方をかえていえば、きわめて実用度の高い科目であることができます。この点は、たとえばそれらが各種の就職試験——とくに公務関係の就職試験——科目の中心を形づくっているという事実からも窺い知ることができましよう(第五表参照)。つまり、これらの科目は「Botwaisenshaft」のカテゴリーに属するということになるわけであります。だとすれば——これはカリキュラム改革の第二の意図である能動的な職業教育の問題とも関連してくるのですが——そこにみられるストインズムも、必ずしもアカデミックなものではな

〈第五表〉 就 職 試 験 科 目 の 調 査

1974年2月調

北大法学部におけるカリキュラム改革とその他の効果について (二・完)

| 試験科目 | 憲法 | 行政法 | 国際法 | 民法 | 商法 | 民事訴訟法 | 破産法 | 国際私法 | 刑法 | 刑事訴訟法 | 刑事政策 | 労働法 | 政治学 | 行政学 | 国際関係 | 外交史 | 経済学 | 経済学 | 経済学 | 社会政策 | 経済史 | 財政学 | 統計学 | 社会学 | 心理学 |
|------------------|----|-----|-----|----|----|-------|-----|------|----|-------|------|-----|-----|-----|------|-----|-----|-----|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 司法試験 <2次> | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | | |
| 国家公務員上級 <法律> | ● | ○ | | ○ | ○ | | | | ○ | | | | | | | | | | ○ | ○ | | | ○ | | ○ |
| 国家公務員上級 <行政> | ● | ○ | | ○ | | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | | | | | ○ | | | | | |
| 外務公務員上級 | ● | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | ○ | | | | | ○ | | | | |
| 裁判所職員上級 <裁判所事務官> | ● | ○ | | ○ | | ○ | | | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | | | |
| 国税専門官 | ● | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | ○ | | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 北海道庁 <法律> | ● | ○ | | ○ | | | | | ○ | | | | ○ | ○ | | | | | | | | ○ | | | |
| 札幌市役所 <一般事務> | ● | ○ | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | ○ | | | | | ○ |
| 東京都庁 <事務> | ● | ○ | | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | | | ○ |
| 神奈川県庁 <行政> | ● | ○ | | ○ | ○ | | | | ○ | | | | ○ | ○ | | | | | | ○ | ○ | | | | |
| 大阪府庁 <行政> | ● | ○ | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | ○ | ○ | | | | |
| 京都府庁 <行政> | ● | | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | ○ | ○ | | |
| 青森県庁 <法律・行政> | ● | | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | ○ | ○ | | |
| 岩手県庁 <行政> | ● | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | ○ | ○ | | | | | | ○ | ○ | | | | |
| 仙台市役所 <行政> | ● | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | | | | | ○ | ○ | | | | |
| 大阪市役所 <事務> | | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | ○ | | | |

く、むしろプラグマティックな性格を帯びたものであるということになりましょう。

果して、そのいずれであるのか——この点を確かめるうえで、多少とも参考になると思われる資料が、若干あります。その一つは、学生の科目履修が組織的・方法的に行われているかどうかという点であります。もし、学生のストインズムがアカデミックなものであるならば、その科目履修は、学部で作成した「履修の手引き」とそれを具体化した授業時間割に従って、おのずから組織的・方法的なものになるはずであります。これに対し、逆にこれがプラグマティックなものであるならば、その科目履修は、実用的な科目の他に、「とりやすい科目」をとるといふ非組織的・非方法的なものになるでしょう。このような想定のもとに、私どもは、さしあたり労働法という実用度の高い科目を基準にして、科目履修がどのようにして行われているかを調べてみました。学部では、労働法を履修しようとする者は、順序として、民法第一部、第二部、第三部および民事訴訟法第一部を履修しておくよう指導しています。そして、改革以前、たとえば昭和四四年度においては、この方針が必修制という強制で裏打ちされていたために、労働法履修者の七〇％が予め民法第一部、第二部、第三部および民事

訴訟法第一部を履修していました。ところが、昭和四七年度になると、その比率が六〇％に落ちています。¹⁸⁾つまり、プラグマティックな関心から労働法を履修する学生が約一〇％ほどふえたという勘定になります。総単位数の減少との関係もあり、この一〇％という数字をどう解釈するかは難しい問題ではありますが、とにかく、これは一つの興味あるデータであると申せましょう。

いま一つは、必修的な科目について一旦不合格と判定された者が、その後どうしたかという点についての統計であります。改革を境にして、以後成績評価の基準が厳しくなったということは、すでに申しました。そして、この傾向は、必修的な科目の場合、とくに顕著に現われています。これは、一つには、改革以前、つまり必修的な科目が必修科目であった時代には——教官のパターンリズムと相俟って——これらの科目について不合格と判定することがいささか憚られていたという事情に因るものでしょう。いざにせよ、改革以後、必修的な科目について、不合格と判定される学生の数は激増しました。問題は、これらの学生が、その後、どのような行動をとったかという点にあります。もし、科目履修の動機がアカデミックなものであるならば、おそらく学生は、機会を求めて、もう一度その科目に挑戦しようとする試みることになる

でしよう。現在のところ、試験において合格の判定を得ることは、学生がみずからの学力を測る最良の手段であると考えられているからです。これに対し、もし、その動機がブラグマティックなものであるならば、科目を選択した目的は講義を聴講することで十分達せられることとなります。したがって、学生としても、厄介な科目に再度挑戦してみずからの学力を確かめようなどという気はあまり起こさなくなるでしょう。このような想定のもとに、私もは、若干の必修的な科目について、不合格者の追跡

〈第六表〉 不合格者の追跡調査

〈調査対象〉 昭和47年度卒業生 141名

| 教 科 名 | 1 回 格 た | 目 判 定 者 | 合 不 さ れ た 数 | 追 試 験 受 け た 数 | 再 度 判 定 者 と た | 合 格 者 の 数 | 再 度 追 試 験 受 け た 者 | 再 々 と 判 定 者 | 合 格 者 の 数 | 最 後 履 行 者 の 数 | に お け る 再 試 験 受 け た 者 の 数 |
|--------------------------------------|------------------|------------------|----------------------------|---------------------------------|---------------------------------|-----------------------|---|----------------------------|-----------------------|---------------------------------|---|
| | | | | | | | | | | | |
| 民 民 行 民 刑 国 際 法 | I | | 36 | 31 | | 6 | 3 | | 2 | 26 | 6 |
| | III | | 56 | 30 | | 21 | 1 | | 0 | 10 | 1 |
| | I | | 19 | 14 | | 3 | 3 | | 1 | 12 | 1 |
| | I | | 12 | 3 | | 3 | — | | — | 0 | — |
| | I | | 24 | 23 | | 2 | 1 | | 0 | 22 | 2 |
| | I | | 33 | 28 | | 1 | — | | — | 17 | 1 |

調査を試みてみました。その結果は、△第六表▽に見られるとおりです。ここから明らかなように、一度「不合格」と判定された後の学生の行動記録には、科目により、かなりのバラツキがあります。すなわち、一般的にいえば——当然予想されるように——実体法の場合と比べて、手続法の場合には、再度挑戦しようとする学生が少ないということになるでしょうが、しかし同じ実体法についても、たとえば民法第一部の場合には、八六・一%の学生が再度挑戦し、最終的には七二・二%のものが単位を取得しているのに対し、民法第三部の場合には、その割合が、それぞれ五三・六%、一七・九%と著しく低くなっているといった結果が示されているのです。だとすれば、この統計からなにか一義的に明確な結論を抽出出す⁽¹⁰⁾ということは、困難だということになります。

ところで、これまで、標本として抽出された学生を、その卒業後の就職先のかんにかかわりなく、一括して分析の対象に据えてきました。これらの学生——それぞれ「然るべき処」に職を得ている——が、学業成績の点で、学生全体の平均を上廻っているということは、すでに述べたとおりです。けれども、もう一步踏み込んで調べてみると、同じく上廻っているといっても、その上

廻り方は、就職先の各分野について、必ずしも一様でありません。つまり、ある種の分野、具体的にいうと、銀行、公社および公団、国家および地方行政機関、教職、法曹に職を得た学生（Aグループと呼ぶ）は——もちろん個別的な例外はあるにしても——それ以外の学生（Bグループと呼ぶ）に比べて、概して上廻り方が著しいという特色を示しているのです。だとすれば、Aグループに属する学生は、学生全体のなかでもとくに学業成績のすぐれた者、いわば法学部における模範層ということになりましょう。そこで、この点に着目して、標本として抽出された学生全体を模範層と一般層とに分け、その各々について、主要科目に関する科目履修の状況を調べてみるとどのような結果が出てくるだろうか——このような観点に立ってこれまでのデータを整理し直してみたのが、**△第七表**であります。この表では、昭和四二年度の卒業生から四六年度の卒業生までが一括して処理されていますので、必修制の「廃止」に伴って生じた変化がそれほどはっきりした形では示されておりません。いわば稀釈された形でしか現われていないのです。しかし、それでも、改革を境にして学生のあいだに、必修的な科目はきちんと履修する——また、履修しうる——模範層と、どちらかというとも必修的な科目を敬遠して、比較的フ

〈第七表〉 グループ別科目履修率

| 科 目 | | A グループ (%) | B グループ (%) |
|---------------|-----------|------------|------------|
| 憲行国民 | 政 政 | 法 | 100.0 |
| | | 法 | 97.2 |
| | | 法 | 79.2 |
| | | 法 | 100.0 |
| | | 法 | 93.4 |
| | | 法 | 92.5 |
| | | 法 | 82.1 |
| | | 法 | 92.5 |
| | | 法 | 87.7 |
| | | 法 | 82.1 |
| 商 民 事 | 事 訴 訟 | 法 | 79.2 |
| | | 法 | 31.1 |
| | | 法 | 95.3 |
| | | 法 | 93.4 |
| | | 法 | 76.4 |
| | | 法 | 16.0 |
| | | 法 | 31.1 |
| | | 法 | 86.8 |
| | | 法 | 50.9 |
| | | 法 | 84.9 |
| 民 刑 法 比 政 行 政 | 事 史 治 思 想 | 法 | 44.3 |
| | | 法 | 100.0 |
| | | 法 | 93.7 |
| | | 法 | 77.9 |
| | | 法 | 95.8 |
| | | 法 | 84.2 |
| | | 法 | 74.7 |
| | | 法 | 61.1 |
| | | 法 | 88.4 |
| | | 法 | 75.8 |
| 民 刑 法 比 政 行 政 | 事 史 治 思 想 | 法 | 57.9 |
| | | 法 | 73.7 |
| | | 法 | 37.9 |
| | | 法 | 96.8 |
| | | 法 | 83.2 |
| | | 法 | 69.5 |
| | | 法 | 14.7 |
| | | 法 | 25.3 |
| | | 法 | 84.2 |
| | | 法 | 46.3 |
| 民 刑 法 比 政 行 政 | 事 史 治 思 想 | 法 | 89.5 |
| | | 法 | 51.6 |
| | | 法 | 100.0 |
| | | 法 | 93.7 |
| | | 法 | 77.9 |
| | | 法 | 95.8 |
| | | 法 | 84.2 |
| | | 法 | 74.7 |
| | | 法 | 61.1 |
| | | 法 | 88.4 |
| 法 | 75.8 | | |
| 民 刑 法 比 政 行 政 | 事 史 治 思 想 | 法 | 57.9 |
| | | 法 | 73.7 |
| | | 法 | 37.9 |
| | | 法 | 96.8 |
| | | 法 | 83.2 |
| | | 法 | 69.5 |
| | | 法 | 14.7 |
| | | 法 | 25.3 |
| | | 法 | 84.2 |
| | | 法 | 46.3 |
| 民 刑 法 比 政 行 政 | 事 史 治 思 想 | 法 | 89.5 |
| | | 法 | 51.6 |

備考：昭和42年度—46年度卒業生を対象とする標本抽出調査に依る。

標本数 A = 106
B = 95

アシネーティングな——同時にまた、履修し易い——科目を履修しようとする一般層との微妙な分化が生じつつあるという事実、なんとか読み取ることができるとしよう。なお、学生にとってもっとも履修し易いと思われる科目、すなわち非常勤講師によって展開される科目についての統計をとってみると、この点がいつそうはつきりして参ります。たとえば、同じ時期について、国際政治の履修率を調べてみると、Aグループの場合には、二八・三%にとどまっているのに対し、Bグループの場合には、四四・二%という高い数値を示していたのでした。

以上、主として科目の履修状況に関する統計に拠りながら、必修的な科目の選択が学部(教官)の期待していたとおりに行われているかどうかという点を確かめようと試みてきました。その結果は、ご覧のように——とくに学生のうちの模範層を中心として——必ずしも期待どおりとまではいかないにしても、すくなくともそれに近しいだけの選択が行われていた、ということであったと思われまゝ。ただ、ここからして、直ちに、改革を境にして科目の選択における学生の自主性が高まったという結論を抜き出すことは、性急にすぎるとしよう。なぜなら、たしかに、必修制は廃止されたが必修的な科目の多くはひき続き選択の対象になってい

る、という事実は明らかにされたのですが、これが学生の「内発的なメカニズム」——法学部の学生に特有な「固定観念」に基づくものであれ、シニア意識の裏返しとしての「義務感」に基くものであれ——に因るといふ証明は未だなされていないからであります。もしかすると、それは、展開される専門科目の総数の限定、履修の手引書および授業時間割による学生の誘導、就職問題からの圧力などによつてもたらされた結果であるのかもしれない²¹⁾。そうだとすると、それはフォーマルな強制に代るインフォーマルな強制の所産であり、学生の自主性とはなんの関係もない現象だということになってしまうでしょう。この点、実際にはどうなっていたのでしょうか。この点を直接明らかにしてくれるようなデータは、残念ながら、見当りません。ただ、学生のカリキュラム意識に関するアンケートのなかに、それと若干関連を有するような調査項目が二つほど含まれています。

その一つは、「自由化」された現行カリキュラムに対する学生の評価を表わす質問項目であります。すなわち、「演習」科目以外はすべて選択科目とされていることについて「どう考えますか」という質問に対し、「適当」と答えた者が六五・一%あり、現行カリキュラムが学生に支持されていることを確認しうるので、

それでも、二三・五%、つまり四分の一近くの学生が「演習以外にも必修科目を設けるべきである」という意見をもっていることがわかり、私どもの注目を集めました(他にD・K・およびN・A・が一・四%)。これは、一つには、必修制と同時に「廃止」されたパターンナリストイックな配慮に対する郷愁に根差すものでありましようが、それにしても、この二三・五%という数字は無視しえぬ重みと含みをもっているように思われます。いま一つは、学生が科目を選択するさいの「抛り処」に関する質問項目であります。すなわち、卒業に必要な総単位数は七六単位、科目数に直すと約一九科目ということになりますが、「あなたはこの約一九科目をどのようにして選びますか」という質問に対し、「自分だけで考えて選ぶ」と答えた者が六八・一%で圧倒的多数を占め、同輩もしくは先輩と相談して選ぶと答えた者一七・五%を大きく上廻っていました(他に、この両者を併せた解答が一・四%)。したがって、問題はそこにいる「自分」の存在形態——つまり、どのようなインセンティブないし圧力にさらされているか——いかにということになります。そのインセンティブや圧力の具体的内容によって、六八・一%という数字は自主性の表現ともなり、インフォーマルな強制の証拠ともなりうるわけであります。そのいずれで

あるかを判断するに必要な材料は、いまのところ、私どもの手許にはありません。ただ、この質問に関連して、今後、「学部(教官)の側で積極的にガイダンスを行うべきだ」という考え方がかなりの学生によって抱かれていること、しかも、その割合が学年進行とともに低下する傾向にある事実は、このさい注目に値するものといえましよう(第八表参照)。もつとも、この事実をどう解釈するかは、また一つの難しい問題であります。単純に学年進行に伴って自主性が高まってきたことの証拠とみてよいのか、それとも、逆に、学年進行に伴ってインフォーマルな強制の存在と効用に気付

＜第八表＞ ガイダンスに関する意識調査

| 学年 (標本数) | ガイ ダ ン ス は 必 要 と 答 え た 者 (%) | ガイ ダ ン ス は 不 必 要 と 答 え た 者 (%) | D. K. (%) |
|----------------|--|---|--------------|
| 2 (N=32) | 84.4 | 12.5 | 3.1 |
| 3 (N=70) | 74.3 | 22.8 | 2.9 |
| 4 (N=54) | 38.9 | 55.6 | 5.5 |
| 5, 6 (N=10) | 80.0 | 20.0 | — |
| 平均 | 65.1 | 31.3 | 3.6 |

きははじめたことの証拠とみるべきであるのか、判断がつきかねるからであります。

さて、これまで、便宜上、「伝統的」な立場に抛りながら、科目

の履修状況に関する統計的なデータを分析、評価して参りました。しかし、さきほども触れましたように、これだけが科目の選択における自主性を測る基準というわけではありません。いま一つ、「必修科目不可知論」に根差す「革新的」な立場というものがあります。そして、この立場に立つて眺めると、同じ統計的なデータもまったく別様に評価され、意味づけられることになるわけであります。たとえば、さきの科目履修状況——その減少率——に関する統計から、私どもは、こと実体法に関するかぎり、必修制が「廃止」された後も、伝統的に必修科目とされてきた科目の履修率は減少していないということを知りました。しかし、その反面で、行政法第一部、国際法第二部、経済法それに行政学などの減少率が平均減少率を上廻っていることをも知ったのであります。これらの科目が、研究対象ないし研究方法の点で、新しい——そして、多分にインター・ディスプレイナリな——領域に属する科目であり、それらを履修しておくことは法現象の多面的な理解に役立つと考えられていることを思いあわせるならば、右の事実はずいぶんとも私どもの考えていたエビキュリアンな基準に照してみれば、学生の側における自主性の減少を表わすものということになりましょう。そして、この心象は、他方、他学部の科目を

履修する学生の数が私どもの予期していたほどにはふえていないという事実——そうなったについては、むしろそれなりの理由があるにしても——と突き合わせてみると、いっそう強められてくるのであります。「革新的」な立場からみて、救い、あるいは慰めと思われるのは、わずかに、法史学、政治思想史——エビキュリアンな基準からすれば、これらはいずれも重要な意味をもつ科目であります——それに、しばしば時事的な問題をとり上げて特殊講義的に運用される民法第五部の履修率が、絶対的にも、わずかながら増加している事実でありましょうか。

カリキュラム改革の第一の意図である学生の自主性に関する私どもの分析は以上のとおりであります。これに対し、第二の意図すなわち法学教育を能動的な職業教育に近づけるという問題については、私どもは、残念ながら、分析に必要なデータを持ち合わせておりません。それは、一つには、前にも述べましたように、法学教育の能動化という意図が実現されるかどうかは、カリキュラム改革といった制度的措置によって決まるといふより、むしろ、そのような制度的措置を利用する「人」——もちろん、教官を含む——の心構えと実践のいかんによって決まるといふ面が強いからであります。このような場合、レレヴァントなデータを

資料 集めることがきわめて難しいということは、容易にご理解いただけるのであります。この段階で私どもに明らかなきことは、さきほどの、客観的にみて「BroTwissenschaft」のカテゴリ

ーに属すると思われる科目——つまり、各種の就職試験科目の中心を形づくっているような実用度の高い科目——の履修率が相対的に高まっているということ、そこから、「伝統的」な意味での必修的な科目——これは、具体的には、実用度の高い科目と重なり合っています——の選択に示された学生のストイシズムも、アカデミックなものというより、むしろプラグマティックな性格のものである「虞れ」が強いということだけであります。もともと、

カリキュラム改革、とくに必修制を「廃止」した狙いの一つは、法学部における教育を就職問題から一旦切り離し、前者のアカデミックな純粋性をはっきりさせるという点にありました。それは就職問題と密接な関連を有する科目——実用度の高い科目——が、たまたま、改革以前における必修科目の多くと重なり合っていたことによります。ところが、現実には私どもに右の「虞れ」を抱かせるものであります。つまり、制度としての必修制が「廃止」されたことにより、実用的な科目と科目履修との結びつきが切り離されるどころか、逆に、必修科目のうちに僅かばかり含ま

れていた比較的実用度の低い科目——訴訟法や政治学など——までが切り捨てられ、履修科目と「BroTwissenschaft」の重なり合いはますます完全なものとなってしまったのです。だとすれば、改革の結果、法学教育は、全体として、能動化するどころか、逆に、いちだんと受動性の度合を強めることになった——就職問題とそれだけダイレクトに結びつくようになった——とみることもできましよう。ただ、これはあくまでも可能な一つの解釈であります。そして、いまのところ、第二の意図に関して、これ以上のことを申し上げることはできません。

むしろ、私どもとしては、ここで、改革の意図とは別に、かなり重要だと思われる一つのこと、すなわち、その「予期せざる結果」「unintended consequence」について触れておきたいと思えます。それは、約言すると、改革は学生を、現在の法学教育についてくる意思と能力とを有する模範層と、それだけの能力もなければ意思もない一般層とに分化させるような作用をもっていたという点であります。この点は、すでに科目の選択における自主性の問題に関連して、簡単に紹介をすませておきました。しかし、同じ傾向は、法学教育の能動化という問題局面からも指摘することができます。すなわち、さきほど、学生を卒業後の職業分

野にしたがってAグループとBグループとに分類しましたが、このうち、Aグループを構成している職業分野は、採用にあたり、主に実用度の高い科目について、学力テストを含む比較的厳格な試験を実施することで知られています。そこから、この分野にす

すむ学生は、在学中、実用的な科目を選んで履修するようになるという推測が成り立つこととなります。では、実際には、どうなっていたでしょうか。△第七表▽から明らかのように、これらの学生はたしかに実用的な科目を——Bグループに属する学生よりも——高い割合で履修しています。しかし、同時に、かれらはまた訴訟法、比較法、政治学、行政学など、法学教育を能動化するうえで重要な意味をもっているが、必ずしも実用的であるとはいえない科目の幾つかをも——同じくBグループに属する学生よりも——高い割合で履修していることが明らかにされたのでした。そのため、Aグループに属する学生は、Bグループに属する学生よりも、卒業までに、平均して約四単位分だけ余分に単位を取得する結果になっています。だとすれば、これらAグループに属する学生は、たとえわずかではあっても、法学教育を能動化させていくだけの余裕を持ち合せているのであり、この点で、その持ち合わせがなく、就職問題に対してもっぱら受身の立場で臨んでいる

Bグループの学生から区別されるようになっていくことになりましょう。つまり、この面からも、学生層の分化が進むことになるのです。

そこで、もし、この傾向が今後も続くとすれば、私どもは早晩一つの重大な選択を迫られることになりましょう。その選択とは、そもそも大学における法学教育は、学生の一部——数的に表現すれば、二〇%から三〇%程度——を占める模範層を主たる対象として展開されるものであるのか、それとも、それ以外の一般層に照準を定め、脱落の防止を主眼として展開すべきものであるのかということでもあります。もちろん、このような問題が起ってくるであろうということは、改革にさいし、私どもがそれまでのパターンリズムを清算し、学生を「突き放す」ことを了解し合ったときに、うすうすながら、予想されていたところでありました。あるいは、むしろ、学生を「突き放す」という了解は、すでにそれ自体一般層を「切り捨てる」というオルターナティブの選択としての含みをもっていたというべきでありましょうか。ただ、すくなくとも、問題がこれほどアキュートな形で迫ってこようとは、当時、なんびとも予想しえなかった、というのが偽らざる真実であります。だとすれば、四五年のカリキュラム改革は、

私どもにとつて、問題の解決ではなく、むしろそのはじまりを意味してゐたことになりましよう。⁽²⁴⁾

(1) 厳密にいうと、改革を境にして、時系列のうえで、ある変化が観察されたとしても、それが改革のゆえに起つたものであるのか、それとも、改革にもかかわらず起つたものであるのかを判定することは、困難——多くの場合、不能——であります。

(2) その調査項目については、本誌二四卷三号、一五〇—一五三頁を参照のこと。

(3) 学生の履修カードおよび学籍簿など、法学部事務室教務掛で保管している資料を用いて作成したもの。

(4)

| 学 年 | (a) | (b) | (c) | N. A. |
|------|---------------|----------------|---------------|-------|
| 2 | 6 | 21 | 4 | 1 |
| 3 | 20 | 42 | 7 | 1 |
| 4 | 5 | 37 | 11 | 1 |
| 5, 6 | 0 | 6 | 3 | 1 |
| 合 計 | 31 (18.7%) | 106 (63.9%) | 25 (15.1%) | 4 |

備考：数字は実数

(5)

| 学 年 | (a) | (b) | D. K. | N. A. |
|------|---------------|---------------|-------|-------|
| 2 | 15 | 11 | 6 | 0 |
| 3 | 30 | 34 | 6 | 0 |
| 4 | 29 | 19 | 4 | 2 |
| 5, 6 | 6 | 4 | 0 | 0 |
| 合 計 | 80 (48.2%) | 68 (41.0%) | 16 | 2 |

備考：数字は実数

(6)

| 学 年 | (a) | (b) | (c) | D. K. | N. A. |
|------|-------------------|-------------------|-------------------|-------|-------|
| 2 | 10 | 3 | 4 | 14 | 1 |
| 3 | 26 | 9 | 20 | 13 | 2 |
| 4 | 21 | 17 | 5 | 10 | 1 |
| 5, 6 | 3 | 5 | 0 | 2 | 0 |
| 合 計 | 60 % (36.1) | 34 % (20.5) | 29 % (17.5) | 39 | 4 |

備考；数字は実数

(7)

| 卒業年度 | 学年別 | 履修した演習の数 | | | |
|------|-----|----------|----|----|---|
| | | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 44 | 4 | 112 | 13 | | |
| | 5 | 17 | 2 | | |
| | 6 | 8 | 4 | | |
| | 計 | 137 | 19 | | |
| 46 | 4 | 102 | 52 | 7 | |
| | 6 | 21 | 8 | 4 | 2 |
| | 5 | 17 | 3 | 1 | |
| | 計 | 140 | 63 | 12 | 2 |

備考；数字は実数

(8) この概念は、「法学部における支配的な考え方」(本誌二
四巻三号、一五五頁)を前提としてのみ成り立ちうるもの
であります。

(9) 昭和四六年度卒業生のうちで演習を二つ以上履修した者
のなから無作為抽出法によって抽出された二四名につい
て、それぞれ、演習および講義の履修状況を調べてみる
と、次のようになります。

| | 必修 演習名 | 選 択 演 習 名 | 憲法 | 行政 法 I部 | 民法 I部 | 民法 II部 | 民法 III部 | 商法 I部 | 民訴 I部 | 刑法 I部 | 刑訴 | 政治 学 | 行政 学 |
|----|-----------|-------------------|----|---------------|----------|-----------|------------|----------|----------|----------|----|---------|---------|
| 1 | 民法 | 法 制 史 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ |
| 2 | 労働法 | 刑 法 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| 3 | 行政法 | 勞 働 法 | ○ | △ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | ○ | ○ |
| 4 | 比較法 | 行 政 学 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ |
| 5 | 商 法 | 商 法 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ |
| 6 | 商 法 | 勞 働 法 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 7 | 民法 | 勞 働 法 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | ○ | ○ |
| 8 | 労働法 | 憲 法 | ○ | ○ | ○ | | | | | ○ | | ○ | ○ |
| 9 | 行政法 | 經 济 法 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | ○ | |
| 10 | 民法 | 商 法 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| 11 | 民法 | 行 政 学 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | △ | ○ | | ○ | ○ |
| 12 | 政治 思想史 | 政治思想史 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | ○ | ○ |
| 13 | 商 法 | 商 法 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ |
| 14 | 民法 | 比 較 法 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 15 | 政治 思想史 | 政 治 史 | ○ | ○ | | | | | | ○ | | ○ | ○ |
| 16 | 憲 法 | 憲 法 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ |
| 17 | 憲 法 | 憲 法 | ○ | | ○ | | ○ | | | ○ | | ○ | |
| 18 | 民法 | 經 济 法 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | ○ | ○ |
| 19 | 憲 法 | 憲 法・憲 法 | ○ | △ | ○ | | | ○ | | ○ | ○ | ○ | |
| 20 | 政治 思想史 | 政治思想史・ 政治思想史 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | △ | | ○ | | ○ | |
| 21 | 民法 | 商法・比較法 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 22 | 政治史 | 行政学・行政学 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | | ○ | ○ |
| 23 | 民法 | 政治思想史・ 経済法・労働法 | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | ○ | ○ | |
| 24 | 政治 思想史 | 行政学・政治思 想史・政治史 | ○ | | ○ | | | | | ○ | | ○ | ○ |

備考：△は不合格と判定されたもの。

(10) 「らしい」というのは、もちろん、結果としての評価は一方における評価の基準と他方における学生の学力との相関として決まってくるものであり、結果が厳しくなったからといって、直ちに、基準が厳しくなったと推論することはできないからであります。

(11) 改革直後の昭和四六年度においては、卒業予定者のなかから一八名もの「落第者」——つまり、卒業に必要な単位を取得することができず、不本意ながら留年した者が——出ましたが、四七年度以後は、それが数名に減っていきます。この事実を、本文中の「推測」を裏付ける一つの傍証となりましょう。

(12) この問題に関連して、学生に対するアンケート調査(四八年一月に実施したもので、質問項目Ⅶ)の解答のうち、「学期の始まる時に、現在配布されている講義要綱よりも、もっと詳しい講義予定・方針等を記したレジュメを配布してほしい。それがあると、自分の学習計画もたてやすくなる」といった内容のものが九つ(回答総数一〇九)ほどありました。

(13) 本誌二四卷三号、一五四—一五五頁。

(14) 同右、一四七—一四八頁。

(15) 他に、平均減少率とほぼ等しい減少率を示した科目として、国際法第一部、民法第三部、商法第一部および政治史第二部などがあります。

(16) 他に、刑事学・刑事政策および国際政治なども履修減の科目に含まれますが、これらはいずれも非常勤講師によって展開されるものであり、当面の分析対象からは外しました。

(17) 他に、国際私法および民事訴訟法第二部なども履修増の科目に含まれますが、これらは非常勤講師によって展開されるもの(もしくは、かつて非常勤講師によって展開されたもの)であり、比較になじまないため、当面の分析対象から外しました。また、法史学第二部および第三部は標本数が少なく、やはり比較になじまないため、同じく当面の分析対象から外しました。

(18) このうちには、民法第一部、第二部、第三部および民事訴訟法第一部のいずれかについて不合格と判定された者も含まれています。これらの者を除いて計算してみると、その「比率」は二四%になります。

(19) この問題に関連して、学生に対するアンケート調査(四八年一月に実施したもので、質問項目Ⅰ—Ⅰ)で、「専門課程として法学部を選んだ理由」を尋ねたところ、(a)「法学(もしくは政治学)を勉強するため」と答えた者五〇・六%、(b)「法学(もしくは政治学)を勉強して、よき社会人(職業人)となるため」と答えた者三〇・二%、(c)「よき社会人(職業人)となるため」と答えた者三・〇%、(b)「ただなんとなく」と答えた者六・六%という結果が示されます。

した。

(20) 本誌二四卷三号、一五六頁。

(21) 同右、一四八一—一四九頁。

(22) なお、別の機会に、教官に対するアンケート調査(昭和四九年六月実施)を行いましたところ、(a)必修制の問題を検討する必要大と答えた者二一三名、(b)必修制の問題を検討することには賛成と答えた者一三—一四名、(c)必修制の問題を検討する必要小と答えた者四—五名という結果が示されました。

(23) 学生に対するアンケート調査(四八年一月に実施したもので、質問項目Ⅵ)の結果によりますと、一六六名中、五九名(三五・五%)のものが「他学部講義を聞きたいと思つたが、聞けなかった」と答え、その理由として、四五名(七六・三%)のものが「時間割のうえで、法学部の講義と重なつたため」と答えています。

(24) なお、カリキュラム改革の第三の意図、つまり「教官の教育面の負担を軽減し、研究のための時間とエネルギーを確保しよう」という「公けにされなかつた意図」につきましては、その効果を測定するうえで参考になるようなデータがありません。私個人としては、實際上、教育負担は軽減されず、却つて重くなつたようにも感じています。ただ、これはなにも改革のせいではなく、逆に、改革がなかったならば、教育負担はもっともつと重くなつていたのであ

らう、というように考えておきます。